

【報告：2】

## TPP・行政刷新会議と農協の信用・共済分離論

大妻女子大学社会情報学部 田代 洋一

### 1.TPP と行政刷新会議

アメリカにとっての TPP

- ・政治軍事的—中国封じ込め作戦、「初の太平洋系大統領」「太平洋国家」化
- ・経済的—2009.11 オバマ来日、アメリカ「新戦略」輸出拡大、「環太平洋パートナーシップ」諸国と 21 世紀にもふさわしい貿易協定

2010.01 大統領一般教書、5 年で輸出倍増計画

2011.01 大統領一般教書、貿易協定は「米国人労働者を守り、米国人の雇用創出につながるものに限る」

菅政権にとっての TPP

- ・2009 年までの「東アジアの時代」から 2010 年からの「アジア太平洋における米中対立時代」への転換に即応、中国・北朝鮮の軍事的脅威に対して日米同盟一辺倒論

アメリカの TPP が「米国人の雇用創出」=相手国の雇用収奪とすればそのターゲットは農業か?、TPP が事実上の日米 FTA 化するもとで日本の市場開放こそターゲット  
TPP の 24 作業部会のうち新分野は金融サービス、電子商取引、投資の 3 分野  
市場開放としては金融、サービス、医療、政府調達等がおいしい分野

日本の内部から TPP に呼応する「トロイの木馬」=行政刷新会議

「抜本的な国内改革を先行的に推進」「非関税障壁を撤廃する観点」 行政刷新会議  
政権交代にもかかわらず温存されてきた新自由主義「学者」・官僚の出番

### 3.信共分離論の論点

経過

- ・1996 年農協法改正 部門損益の開示の義務づけ
- ・2002 年、総合規制改革会議、共通経費の合理的な配分基準、区分経理の徹底、信用・共済事業の分社化、他業態への事業譲渡
- ・2003 年、農水省「あり方研」(今村奈良臣)「信用・共済事業の収益による補填がなくても成り立つよう」経済事業改革
- ・2005、規制改革・民間開放推進会議、信用・共済・経済等の各部門間の補填の禁止、独立採算制、分割再編
- ・在日米商工会議所意見書 USTR・外国貿易障壁報告書、共済は契約者保護機構に拠出なし、法人税格安、金融庁規制逃れ 共済の民間保険化(医療の市場化等と同じ論理)
- ・2010.03、行政刷新会議—以上の議論の蒸し返し  
第 1 期(~2010.6)、信共分離・准組合員、とりあげながら先送り  
第 2 期(2010.10~11.03)

2010.12、将来的に農協から信共分離

2011.01、農業経営支援機能の再生・強化、信共から経済への補てんの段階的削減、信共分離は削除(しかし補てんを削減すれば農協は成り立たなくなるから同じこと)

信共分離論の論拠と反論

- ・一般金融機関とのイコールフットイング 一般銀行も証券業務、保険窓口機能  
大手流通企業も金融事業へ進出、規制緩和の中で融合が主流 投資銀行問題
- ・圧力販売等の弊害 独禁法厳正適用の問題
- ・農業者にとって金融機関の選択が増える 独禁法厳正適用すれば金融のみの利用も可
- ・信共から経済事業への補てんは信共のみを利用している准組合員保護を損なう  
准組合員も農協事業にメリットを感じ自由意思で農協を選択、ペイオフは同じく適用、JAバンク化による全組織対応

信共 経済事業補てん問題の本質

- ・「信用・共済事業が経済事業に補てん金を出しているという事実はない」が、  
部門別損益計算で経済事業等の赤字を信共の黒字でカバーして経営がなりたつのが実態  
准組合員の信共利用の収益もその一環
- ・しかし「信用・共済部門から農業関係部門への補てん額の段階的な縮減」を政策的・制度的に推進できるか。部門別損益計算における共通経費の部門別配分には合理的基準がなく単協に任されている(収益、床面積、人員等)。02年の総合規制改革会議も「共通 経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底」から入ったほど。
- ・仮に合理的な部門別収支計算が成り立つとしても、協同組合が部門間の補てんを組合員の合意に基づいて行うことに外部からクレームをつけるいわれはない。
- ・しかし准組合員は総会(総代会)における議決権、総代選挙権を認められておらず、自分たちが利用した事業の収益の用途に対する決定権をもたない。
- ・2010.6、正組合員 447.3万<准組合員 480.2万、正組 1.0%、准組 3.0%  
組合員の過半数を超える准組合員を経営参画させないで正組合員の利益を追求する農協もはや運用(支店運営委員会、総会オブザーバー、来賓)では済まされない。

変貌する農業のなかで農協金融は協同組合としての相互金融たりえているか

- ・大規模農家、集落営農、法人等の運転資金等の需要に応えているか
- ・ABL(不動産・債権担保融資)等で市中銀行、地銀の農業金融への進出顕著  
棚卸し資産、売掛金、流動預金を担保に運転資金等を貸付け、畜産・野菜等で
- ・資金運用において一般金融機関と同一行動だとレーゾンデートルを失う

#### 4.農水省の農協規制

対応推測

- ・民主党としてはTPP反対の先頭にたつ農協陣営に「お灸」を据える必要があるが、小沢 ほどの維持のある政治屋はいないので...
- ・残るのは政府内対応、行政刷新会議にゼロ回答は可能か、何かを差し出さなければ

- ・最小限の法改正－農協新設、エリア拡大等についての知事の中央会意見聴取の廃止  
大規模農家・LLP(有限責任事業会社)形態での「小さな農協」としての販売・購買事業  
「小さな農協」の一面の評価もあるが、総合農協を補完しても代替するものではない
- ・最小限の運用強化－員外利用規制  
員外利用規制すれば農協は准組合員化で対応 准組合員問題に行き着く

#### 厚生連の医療事業の員外利用規制問題

- ・法第 10 条 17 項で員外利用制限 100/100 に緩和 組合員と同数の員外利用が可  
協同組織として最大限の員外利用、しかし 100/100 の論拠は乏しい
- ・農水省の理由付け、「人の命に関わる事業」だから。もっと普遍的に、医療は共益ではなく公益、「みんな」(public)に開かれる必要 員外利用規制自体に無理が(厚生連病院 しかない過疎地域で非組合員が病気になったとしたら)。
- ・厚生連の組合員は単協、員外とは構成単協外の利用、そもそも法人が医療の利用？  
単協の自然人組合員を厚生連の組合員と見なす無理をするより、医療生協のような組織にできないのか。  
農村部では収益性に大きな地域(単協)差、それを協同の力でカバーする連合会？
- ・当面の現実論としては員外利用規制は遵守したうえで、根本問題を考えるべきか  
確たる将来見通しを持たずに准組合員化で切り抜けるのは姑息、新たな批判を生む

#### 5. 員外利用規制の現代的ディレンマ

- ・冷戦時代、階級階層対立の時代、階級的階層的利益はそれぞれの階級階層にとって「善」
- ・ポスト冷戦時代－新自由主義の時代 公共性(public)の時代－みんなに公開された
- ・生協の員外利用規制－店舗は街の「公共」施設 員外利用規制自体が無理  
医療の「公益」「公共性」と協同組合の「共益」 員外利用規制の根本的矛盾
- ・より本質的には共益を目的とする協同組合という存在自体の存在合理性が問われる  
協同組合もまた「みんなに開かれた」「みんなの利益」を追求する存在に  
地域住民を正組合員に迎え入れた「農的地域協同組合」化の道  
(拙編『協同組合としての農協』筑波書房、2009、第 10 章)